平成２５年（フ）第２３号
鹿児島県阿久根市西目5820番地２　市営春畑住宅74号、前住所熊本県葦北郡芦北町大字計石629番地
債務者　岩原　祐也
1　決定年月日時　平成25年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第５６６号
横浜市磯子区岡村８丁目17番８―103号
債務者　大勝　一好
1　決定年月日時　平成25年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６７８号
横浜市西区浅間町３丁目252番地31　すみれ荘１号
債務者　首藤　　進
1　決定年月日時　平成25年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７０９号
横浜市金沢区六浦東３丁目３番73号　羽石荘201
債務者　菊地　光一
1　決定年月日時　平成25年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７１５号
神奈川県大和市上和田942番地５　イースタンパレス桜ケ丘103号
債務者　宮家　裕貴
1　決定年月日時　平成25年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月28日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７１８号
横浜市港北区新羽町1821番地
債務者　下茂　和子
1　決定年月日時　平成25年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７１９号
神奈川県藤沢市藤沢1052番地の３　サンヴェール藤沢605号
債務者　箕輪　久雄
1　決定年月日時　平成25年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２００号
栃木県真岡市高田1514番地18
債務者　齋藤　カヨ
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２０８号
栃木県宇都宮市今泉町350番地１、前住所栃木県宇都宮市今泉町175番地　ＭＡＣ宇都宮コート304号
債務者　小室　健三
1　決定年月日時　平成25年５月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２０９号
栃木県宇都宮市今泉町350番地１、前住所栃木県宇都宮市今泉町175番地　ＭＡＣ宇都宮コート304号
債務者　小室　愛子
1　決定年月日時　平成25年５月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２５年（フ）第１９号
山形県東村山郡中山町大字長崎3068番地12
破産者　大津　英昭
1　主文　当裁判所が平成25年４月26日午前11時30分になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「山形県中山町大字長崎3068番地12」とあるのを「山形県東村山郡中山町大字長崎3068番地12」と更正する。
2　決定年月日　平成25年４月30日
山形地方裁判所民事部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第４２８号
静岡県熱海市緑ガ丘町29番７号
破産者　かきぬまリース販売株式会社
1　決定年月日　平成25年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２４１８号
福岡市博多区下川端町３番１―114号
破産者　株式会社コハラ
1　決定年月日　平成25年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９号
京都市右京区嵯峨甲塚町５番地の56
破産者　株式会社Ａ＆ＡＡｓｓｏｃｉａｔｅ
1　決定年月日　平成25年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４５号
京都市南区八条大宮西入る八条町416番地
破産者　株式会社キュリアスグッズ
1　決定年月日　平成25年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第４２９号
静岡県熱海市水口町５番50号　ベルクレール熱海804号、破産手続開始決定時の住所静岡県熱海市緑ガ丘町29番７号
破産者　村田　道昭
1　決定年月日　平成25年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係